

松江市議会政務活動費の交付に関する条例の一部を改正する条例

松江市議会政務活動費の交付に関する条例（平成 25 年松江市条例第 2 号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正後欄に掲げる規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加え、改正前欄に掲げる規定の下線を付した部分は、これに対応する改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
<p><u>(電磁的記録による収支報告書の作成等)</u></p> <p><u>第 9 条 前条第 1 項の規定による収支報告書の作成は、電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。)により行うことができる。</u></p> <p><u>2 前項の場合において、前条第 1 項の規定による収支報告書の提出は、電子情報処理組織(議長の使用に係る電子計算機(入出力装置を含む。以下同じ。))と収支報告書を提出する者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。)を使用する方法により行うことができる。</u></p> <p><u>3 前項の規定により行われた収支報告書の提出は、議長の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされたときに議長に到達したものとみなす。</u></p> <p><u>第 10 条 略</u> (収支報告書等の保存及び写しの閲覧)</p> <p><u>第 11 条 略</u></p> <p><u>2 議長は、前項の規定により保存する収支報</u></p>	<p><u>第 9 条 略</u> (収支報告書等の保存及び写しの閲覧)</p> <p><u>第 10 条 略</u></p> <p><u>2 議長は、前項の規定により保存する収支報</u></p>

<p>告書等の写し(電磁的記録によって作成されたものにあつては、当該電磁的記録に記録された事項を記載した書面)を作成し、これを閲覧に供するものとする。</p> <p>3・4 略</p> <p>第12条・第13条 略</p>	<p>告書等の写し_____</p> <p>_____</p> <p>_____を作成し、これを閲覧に供するものとする。</p> <p>3・4 略</p> <p>第11条・第12条 略</p>
---	--

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。